

入札説明書

【一般競争入札（最低価格落札方式）】

業務名称：JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機
及びレジの導入

- 第 1 入札手続
- 第 2 仕様書
- 第 3 経費に係る留意点
- 第 4 契約書（案）
- 別添 様式集

2020 年 11 月 17 日
独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所

第 1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2020 年 11 月 17 日

2. 契約担当役

緒方貞子平和開発研究所

分任契約担当役 副所長 武藤 めぐみ

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入
(一般競争入札(最低価格落札方式))
- (2) 業務仕様：「第 2 仕様書」のとおり
- (3) 納入期限：2021 年 2 月 28 日
(予定：具体的な納期については受注業者と相談の後決定とする)

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先にしています)。

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル 独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 総務課 電話：03-3269-3201 電子メールアドレス： dritpl@jica.go.jp
--

(2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：上記(1)あて
なお、簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。
- ・持参の場合：JICA 市ヶ谷ビル 1 階総合受付
受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く)となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。競争参加に当たって何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、落札者を対象として確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

①競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

②資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

③資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

公告日において令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、競争参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。

b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。

c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 電子マネー事業者の提示等

「第2 仕様書 4. 電子決済サービス」で求める電子マネー事業者の提示等ができること。

6. 競争参加資格の確認

本競争の参加希望者は、上記5.(2)に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません(共同企業体結成の場合には4)(ア)、(エ)は代表者、構成員とも提出が必要です)。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

1) 提出期限：2020年12月9日(水)正午まで

2) 提出場所：上記4. 参照

3) 提出方法：郵送又は持参

(郵送の場合は上記の提出期限までに到着するものに限る。)

4) 提出書類：

(ア) 競争参加資格確認申請書(様式1)

(イ) 公告日において有効な、全省庁統一資格審査結果通知書(写)

(ウ) 下見積書(下記7. 参照)

(エ) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。

- ・ 共同企業体結成届
- ・ 共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記 a）、b））

新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書（様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください）を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

（オ）電子決済サービス概要

「第 2 仕様書 4. 電子決済サービス」で求める電子マネー事業者、電子決済サービスの種類、電子マネー決済サービス利用料、電子決済手数料等を記載したもの。様式任意。

5) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果は、競争参加資格確認申請書記載のアドレスに電子メールで通知します。2020 年 12 月 11 日（金）15 時までには結果が通知されない場合は、上記 4. までお問い合わせください。

6) その他

- （ア）申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- （イ）提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- （ウ）一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- （エ）必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。
- （オ）申請書に関する問い合わせ先は、上記 4. を参照ください。
- （カ）競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます（15.（3）参照）。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。下見積書は合計金額と内訳を記載願います。

- （1）下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。
- （2）様式は特に指定はございません。金額の内訳は大まかで結構ですが、項目別に記載してください。
- （3）消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- （4）下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。

(5) 提出期限・提出方法：上記 6. を参照ください。

8. 現場説明会の開催

(1) 開催日時：

2020 年 11 月 27 日（金）15 時から 1 時間程度

(2) 開催場所：

東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル

独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所

※集合場所は参加希望者に対しメールにてご連絡します。

(3) その他

- 1) 説明会への参加希望者は、2020年11月26日（木）正午までに電子メール（宛先は上記 4.（1）参照）にて、社名及び参加者氏名を連絡願います。

メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【説明会出席希望】JICA市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入

- 2) 参加者は、1社につき2名までとします。
- 3) 当日説明会場では本件入札説明書の交付はしませんので、必ず事前に入手の上、持参してください。
- 4) 説明会への参加は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者も競争への参加が可能です。
- 5) 説明会の後、現場視察を行います。

9. 入札説明書に対する質問

(1) 「第 2 仕様書」の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

ア. 提出期限：2020 年 12 月 1 日（火）正午まで

イ. 提出方法：電子メール（宛先は上記 4.（1）参照）

・メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【入札説明書への質問】JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入

- ・社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載。
- ・質問は、表形式で「該当頁」「該当項目」「質問」を記載。
- ・添付ファイルについて、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せずに送信下さい。なお、Word, Excel に限ります。
- ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承ください。

(3) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2020 年 12 月 4 日（金）午後 4 時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

- 「公告・公示情報」
- 「各国内拠点（JICA 緒方研究所を含む）における公告・公示情報」
「工事、物品購入、役務等」
- 「JICA 緒方研究所」
(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2020.html>)

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。
入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

10. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時：2020 年 12 月 16 日（水） 15 時 30 分から
- (2) 場所：独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 3 階会議室 2
東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル

※入札会場会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の 10 分前となります。1 階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら担当者が会場まで誘導します。

- (3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。
- (4) 必要書類
 - 1) 委任状 1 通（様式 2。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - 2) 入札書 1 通（様式 3。要封入。入札金額内訳書を同封。）
 - 3) 入札書予備 2 通（再入札を行う場合に必要。入札金額内訳書は不要。）
- (5) その他

入札会場で書類を修正する必要がある場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。

代表権を有する者が出席する場合は、社印又は代表者印に代えて、同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

11. 入札方法

- (1) 入札書の提出方法は持参とし、郵送による提出は認めません。
- (2) 入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入の上、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - 1) 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。（様式 3 の 1）
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）の氏名を記載し、受任者（代理人）の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで有効な入札書とみなします（委任は代表者（代表権を有する者）からの委任としてください）。（様式 3 の 2）
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）の額を除いた金額と

し、**千円単位で記載**してください。

- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率（100 分の 10）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (5) 入札書には、**入札金額内訳書（任意様式）**を添付してください。
- (6) 入札書及び入札金額内訳書は封入し、封筒には「入札件名」及び応札者の商号を記載してください。
- (7) 応札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。
- (10) 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札会開始時刻後に到着した入札
 - 3) 委任状を提出しない代理人による入札
 - 4) 記名押印を欠く入札
 - 5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
 - 6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 7) 明らかに連合によると認められる入札
 - 8) 同一入札者による複数の入札
 - 9) その他入札に関する条件に違反した入札
 - 10) 条件が付されている入札

1 2. 入札執行（入札会）の手順等

- (1) 入札会の手順
 - 1) 入札参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。
 - 2) 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を受領し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。
 - 3) 入札書の投入

各参加者は、持参した入札書を封入の上、入札箱へ投入します。
 - 4) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書（入札金額内訳書を含む。）の記載内容を確認します。
 - 5) 入札金額の発表

入札事務担当者が、各応札者の入札金額を読み上げます。
 - 6) 予定価格の開封及び入札金額との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。
 - 7) 落札者の発表

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札

執行者が「落札者」、又は予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

8) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札参加者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に入札金額の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随契

3回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

1 3. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 再入札を行った場合は、落札者から、入札金額内訳書（任意様式）の提出をいただきます。

(2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、契約書（案）を参照してください。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 4. 情報の公開について

本入札説明書による入札結果、契約内容等については、契約情報として機構ウェブサイト上に公表します。以下に示します具体的公表内容をご承知の上、競争参加いただきますようお願いいたします。

なお、入札書の提出をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 入札結果の公表

本入札説明書により実施された入札については、その入札結果を機構ウェブサイト上に公表します。

(2) 契約内容の公表

本入札により契約に至った契約先に関する情報を次のリンクのとおり公表します（<https://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）。

(3) 一定の関係を有する法人との契約に関する情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や

当該法人との間の取引等の情報を公表することとなりましたので、次のリンクのとおり情報を公表します（https://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）。

1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等^{注)}として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

15. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

(3) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会まで進み応札したものの落札に至らなかった者については、その理由について書面（様式は任意）により説明を求めることができます。入札執行日から2週間以内に、郵送又は電子メールで送付してください（あて先は上記4.を参照）。

(4) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される者に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

第2 仕様書

業務名称：JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入

1. 背景及び目的

JICA 市ヶ谷ビルは研究業務を行う緒方貞子平和開発研究所、主として国際協力関連の書籍を扱う図書館、国際協力理解推進のための広報スペースである地球ひろば、外部団体への貸出施設、JICA 職員の業務スペースを有する JICA の複合的施設である。市ヶ谷ビルの2階には外部来訪者及びビル勤務者向けの食堂施設 J' s Cafe を有しており、食事の提供および物品の販売を行っている。

J' s Cafe には現在2台の食券券売機、及び物品販売のレジ1台が稼働しているが、現金のみ利用可能であり、電子マネーには対応していない。新型コロナウイルスの影響を受け現金のやり取りを最小限にするため、及び利用者の利便性の向上を目的として、電子マネー対応の券売機及び販売レジに変更する。

2. 調達内容

- ・電子マネー対応券売機 2台
- ・電子マネー対応レジ（POS レジスタ） 1台
- ・電子決済に必要なインターネット回線
- ・券売機及びレジスタを有線又は無線で、インターネット回線に接続するための機器及び工事
- ・設置
- ・設定
- ・現在利用中の機器（券売機2台、レジ1台）の処分

3. 仕様

3. 1 電子マネー対応券売機

- ・10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨、及び1000円札が使用できること。なおこれら以外の硬貨、紙幣は必須としない。
- ・電子マネーは最低限 Suica、PASMO が利用できること。（これら以外の電子決済方法は多く存在することが望ましいが、必須とはしない。）また電子決済を可能にするためのインターネット通信機能としての有線 LAN ポート、またはそれに準じた機能を有すること。なおチャージ機能は必須としない。
- ・発券ボタンを16個以上有すること。
- ・寸法は、概ね横幅 650mm、奥行き 400mm、高さ 1,600mm 以下であること。
- ・白を基調とした外観であること。
- ・60mm～70mm 程度の幅の券が発券できること。
- ・売上（総計、時間帯別売上、メニュー別集計）、入出金等のジャーナル情報を標準

的な Windows PC で読み取り可能な電子データ形式で出力できること。及びロール紙に印刷できること。

- ・転倒防止のための安定脚等を設置すること。

3. 2 電子マネー対応レジ (POS 端末)

- ・店員向けの金額等の表示画面を有すること。
- ・お客様向けの金額等の表示画面を有すること。
- ・電子マネーは最低限 Suica、PASMO が利用できること。(これら以外の電子決済方法は多く存在すること望ましいが、必須とはしない。) またそれを可能にするための電子マネー読み取り端末、インターネット通信機能としての有線 LAN ポート、またはそれに準じた機能を有することを有すること。なおチャージ機能は必須としない。
- ・寸法は概ね、幅 450mm、奥行き 450mm、高さ 600mm 以下とすること。
- ・白を基調とした外観であること。
- ・レシート及び売り上げ情報を印刷できること。
- ・売り上げ情報を標準的な Windows PC で読み取り可能な電子データ形式で出力できること。
- ・キーボードを有し、打鍵による金額入力、合計、お釣り計算機能、ロール紙操作機能等を有すること。
- ・下部に現金を格納する金属製のドロワを有し、かつ施錠可能であること。

3. 3 インターネット回線工事

現在、JICA 市ヶ谷ビルには別紙 JICA 市ヶ谷ビル 2 階平面図のとおり、建物管理会社事務室に光回線による有線インターネット LAN が引き込まれている。本調達では、建物管理会社の事務室の LAN ケーブルをハブ等のネットワーク機器により分岐し、天井を経由してレジ、及び券売機まで LAN ケーブルを敷設する。なおこの間に防火壁があり、穿孔を行う必要がある。本工事、及びネットワーク機器、LAN ケーブル等の費用は受注者負担とする。

但し無線機器による通信を行なう方式を採用する場合はこの限りではない。

3. 4 設置

別紙 JICA 市ヶ谷ビル 2 階平面図記載のレジ、券売機記載の位置に設置する。

住所：東京都新宿区市谷本村 10-5 JICA 市ヶ谷ビル 2 階

3. 5 設定

本機器の初期設定、電子決済を開始するための設定を行う。

3. 6 現在利用中の機器の処分

別紙 JICA 市ヶ谷ビル 2 階平面図記載のレジ、券売機に配置しているレジ 1 台、券売機 2 台を受注者が市ヶ谷ビルより運び出し、適法な処分を行う。

3. 7 養生

機器の搬出、搬入等の際、通路、エレベーターに適切な養生を行うこと。

4. 電子決済サービス

受注者は本機器設置後、JICA あるいは JICA が指定した事業者 (JICA 市ヶ谷ビル建

物管理契約受注者等）が契約可能な電子マネー事業者を提示するか、受注者自身が電子マネー決済サービスを提供するものとする。電子マネー決済サービスは端末の仕様に合わせ、Suica、PASMO を必須とする。（端末の機能、及び決済サービス事業者を組み合わせ、これら以外のより多くの種類の電子決済サービスが利用できることが望ましいが、必須とはしない。）電子決済サービスに係る契約は本調達とは別とし、最終的な電子決済サービスの種類はその時に協議し、決定する。

なお電子決済サービスは以下である必要がある。

- ・ 電子マネー決済サービス利用料は、2,000 円／月・台以下であること。
- ・ 売り上げに対する電子決済手数料は 4%以下であること。
- ・ インターネット通信費は JICA あるいは JICA が指定した事業者が負担することとし電子マネー事業者等は負担しない。

なお上記金額、手数料率は、一般動向が大きく変化した場合はこの限りではない。

5. 調達条件等

- （１）納入は発注者と協議の上、決定する。
- （２）納入品はすべて新品とし、納入完了後 1 年以内に正常な使用にかかわらず製品に不具合が生じた際は、受注者は無償で納入品の修理、または交換の措置をとること。
- （３）納入に伴う運搬費は受注者の負担とし、梱包材等は、納品時に受注者の責任において回収し、適切に処分等を行うこと。
- （４）仕様でない事項、または仕様について生じた疑義については、発注者と協議の上解決を図ること。

以上

【別紙】JICA 市ヶ谷ビル 2 階平面図

第3 経費の積算に係る留意点

1. 経費の積算に当たっては、仕様書に記載されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

＜消費税課税＞

「第1 入札手続」の11.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、納品完了の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払うことを想定しています。

3. その他留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当部署と相談してください。

以上

第4 契約書（案）

売買契約書

1. 物品名 JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入
2. 仕様・数量 付属書Ⅰ「仕様書」のとおり
3. 契約金額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 〇〇〇, 〇〇〇円)
4. 納入期限 2021年2月28日
5. 納入場所 東京都新宿区市谷本村町 10-5
独立行政法人国際協力機構市ヶ谷ビル指定場所
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 分任契約担当役 副所長
武藤 めぐみ（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役
〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買について、以
下の各条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのこの対等な立場において互いに協力し、信義を守
り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、付属書Ⅰ「仕様書」に記載する電子マネー対応券売機及びレジ（以
下「契約物品」という。）を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所に
おいて発注者に納入するものとし、発注者は頭書契約金額を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲
渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾
を得たときは、この限りでない。

(納品)

第4条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第5条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
- 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
- 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第6条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第7条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

第8条 受注者は、納入した契約物品に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵があるときは、前条の所有権の移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又は

これに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

（納入期限の延長）

第9条 受注者は、受注者の責に帰することができない理由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

（履行遅延の場合における損害の賠償）

第10条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約金額から納入済みで第4条の検査合格部分に相応する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約代金の支払）

第11条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第5条の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、契約物品を分割して納入し、第5条の検査に合格したときは、当該の納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、別途一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。

3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（1）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（3）受注者が第14条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
- (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団

体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第5号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第13条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第15条 発注者は、この契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第16条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無に関わらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治40年法律第45号）第198条（贈賄）又は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

- ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
- イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）
- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条第 1 号及び第 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 12 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

- 第 17 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年 2.8 パーセントの割合で計算した利息を付し

た額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。

- 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.8 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（不正行為等に対する調査・措置）

第 17 条 受注者が、第 12 条第 1 項第 6 号又は第 16 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

- 3 発注者は、第 12 条第 1 項第 6 号又は第 16 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとし、その場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（契約の公表）

第 18 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

- (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

- (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

- (2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（合意管轄）

第 19 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 20 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 21 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

2020 年 12 月 ●● 日

発注者

東京都新宿区市谷本村町 10-5

独立行政法人国際協力機構

緒方貞子平和開発研究所

分任契約担当役

副所長 武藤 めぐみ

受注者

[付 属 書 I]

仕 様 書

[付属書Ⅱ]

契 約 金 額 内 訳 書

様式集

●（添付様式）

- 様式 1 競争参加資格確認申請書
- 様式 2 委任状
- 様式 3 の 1 入札書（代表権を有する者が出席の場合）
- 様式 3 の 2 入札書（代理人を立てる場合）
- 様式 4 辞退書

※以下の該当欄からダウンロードして入手することも可能です。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

●各様式に関する注意事項

各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

宛 先： 独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長

業務名称：JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入

公 告 日： 2020 年 11 月 17 日

入 札 日： 2020 年 12 月 16 日

(様式 1)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長 殿

住所
商号又は名称 (印)
代表者役職・氏名 (印)

(担当者氏名)
(電話 FAX)
(E-mail:)
(文書送付先住所)
※会社住所と異なる場合にご記入ください。

・ 全省庁統一資格登録 (登録済 ・ 未登録)
※申請中の場合は未登録にチェックください。

2020 年 11 月 17 日付で公告のありました「JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応
券売機及びレジの導入」に係る一般競争入札に参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以 上

(様式2)

委任状

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長 殿

住所
商号／名称 ⑩
代表者役職・氏名 ⑩

私は、弊社社員 ⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

1. 「JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入」について、2020年12月16日に行なわれる貴機構の入札に関する一切の権限
2. その他上記に関する一切の権限

以上

(様式3の1)

入 札 書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長 殿

住所

商号／名称

⑨

代表者役職・氏名

⑨

件名：JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金							0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- * 入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10%）を加算した額とします。
- * 金額は千円単位としてください。

以上

(様式3の2)

入 札 書
(代理人を立てる場合)

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名
代理人氏名

印

件名：JICA 市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金							0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- * 入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10%）を加算した額とします。
- * 金額は千円単位としてください。

以上

(様式4)

辞退書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

⑨

⑨

2020年12月●●日付で競争参加資格確認通知がありました「JICA市ヶ谷食堂への電子マネー対応券売機及びレジの導入」に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以 上